

# ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

藤澤 明寛

ローマで開催された最初の剣闘士試合 *munus gladiatorium* (pl. *munera gladiatoria*) は、第一次ポエニ戦争が勃発した前二六四年とされ、当初は私的な葬祭としての性格も<sup>(1)</sup>あった。その後、剣闘士試合は祭典 *ludi* や見世物 *spectaculum* と並んで、ローマ人に最も好まれた行事の一つとなり、次第にその規模も拡大し、前六五年にアエディリス職に就任したカエサルによって開催された父親の追悼試合では、<sup>(2)</sup>三三〇組の剣闘士が戦つた。その一方で、剣闘士試合は政治的プロパガンダと密接に結びつき、前六三年の「トゥッリウス法 *lex Tullia de ambitu*」では政務官職に立候補しようとする者は、遺言の執行などの場合を除き、二年間は剣闘士試合を開催できないと定められた。<sup>(3)</sup>さらに、前二二年にアウグストゥス帝によって、法務官たちが開催する剣闘士試合の開催回数や剣闘士の数などに制限が<sup>(4)</sup>加えられた。

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

帝政期になつても、剣闘士試合は私的な葬祭行事としての性格も保持していた。例えば、トラヤヌス帝時代の文人政治家である小プロニウスは、妻を亡くしたマクシムス宛の書簡において、妻の追悼には、都市に何らかの公共建築物 *opus* を建設するか見世物、あるいは追悼に最も相応しいものである剣闘士試合を提供するのがよいとし、さらにその開催を氣前よく行つた *liberalis in edendo fuiti* と彼を褒め称えている。<sup>(5)</sup>

しかし、アウグストゥス帝によって剣闘士試合は、皇帝によるローマ市民に対する「気前よさ *munificentia*」という性格が強化され、寄付行為の一つとなつていった。彼の業績を要約した『神君アウグストゥスの業績録』には、自身の名義で三回、息子たちと孫たちの名義で五回、剣闘士試合を開催し、これらの試合で一万人が戦つたと記されている。<sup>(6)</sup>後にコロッセウムとして知られる円形闘技場の建

設は、ウエスパシアヌス帝によって着手され、後八〇年、息子のティトゥス帝によって奉獻式が行われた。この際に提供された様々な見世物は百日間にもおよび、これには剣闘士試合も含まれていた。<sup>(8)</sup> 後一〇七年、ダキア戦争で勝利したトラヤヌス帝によって提供された一二三日間にもおよぶ見世物では、一万一千頭の動物が屠られ、一万人の剣闘士が戦つたと伝えられている。

碑文や文献史料などから、このような剣闘士試合の開催が、規模や回数は相違すれども、地方都市でも広く行われるようになったことが知られている。例えば、後五九年に南イタリアの都市ポンペイにある円形闘技場で開催された剣闘士試合の最中に、ポンペイ市民と近隣のスケリア市民との間で争いが起こり、その結果、ポンペイは一〇年間、公的に剣闘士試合が開催できなくなつたといふ。

地方都市の状況を伝える数多くの碑文でも、剣闘士試合は共和政末期からムヌス・グラディアトリウム *munus gladiatorium* と呼ばれていた。<sup>(11)</sup> しかし、その提供者 *editor* は皇帝ではなく、一般的には地方都市の富裕な市民であつた。

後二七年、都市ローマの北、八キロの所にある都市フィデナエ、現在のフィデネで剣闘士試合の開催中に大災害が発生した。<sup>(12)</sup> この剣闘士試合を開催した人物が建設した円形闘技場が崩壊し、多数の死傷者がでたのである。この災害の後、「財産が四〇万セスティルティウス以下の者は、剣闘士試合を開催できない」と提供者の財産資格が元老院議決によって定められた。この議決で定められた額は、ロー

マの騎士と同額の財産資格であり、相当な財産をもつた富裕な市民でなければ、剣闘士試合を開催できなくなつたと考えられる。

また、歴史家タキトゥスは開催したアティリウスという元奴隸である被解放自由人（所謂「解放奴隸」）に関して、「莫大な財産を所持している訳でもなく、また都市での政治的な野心 *municipal ambitione* からでもなく、金目当てで *in sordidam mercedem* 開催した」と述べている。開催の目的が、政治的な野心、すなわち地方都市における公職獲得ではなく、富裕な人物には取るに足りない金額の収入が目的であつたと、非難しているのである。地方都市における剣闘士試合もまた、都市ローマと同様に政治的なプロパガンダと強く結びついていたといえよう。

しかし、剣闘士試合を開催するには、相当の費用も必要であった。剣闘士試合を開催する費用に関して、例えば、アドリア海に面した都市ピサウルム、現在のペーザロ出土の碑文が具体的な額を示している。<sup>(14)</sup> トラヤヌス帝時代に都市の公職を歴任したガイウス・ティティウス・ウアレンティヌスは、都市に財産を寄付するように遺言したという理由で顕彰された。遺言の内容は、都市に寄付した総額百万セスティルティウスのうち、四〇万セスティルティウスからの利息で、息子のティティウス・マクシムスの誕生日に都市市民に毎年、饗宴を提供し、六〇万セスティルティウスからの利息で五年毎に剣闘士試合を開催する様に定めている。利息を一般的な五から六パーセントとすると、五年で一五万から一八万セスティルティウスとなる。<sup>(15)</sup>

地方都市の公職を歴任した人物の墓碑が北イタリアの都市アウグ<sup>(16)</sup>・プラエトリア、現在のアオスタから出土している。この人物の名前は、ブブリウス・ウィネシウス・フィルムスであり、下級公職から順にクアエストル、アエディリスを経て、都市の最高公職である二人委員に就任した。墓碑を建てたのは、息子のブブリウス・ウイネシウス・フォルトウナトゥスと娘のウイネシア・ファウスティナである。ムネラリウス *munerarius* と呼ばれており、二人委員への就任によって剣闘士試合を開催したことが分かる。<sup>(17)</sup> 墓碑の後半部分は、エレゲイアの韻律による韻文となっている。葬られた人物は、生前、おそらく商人であり、剣闘士試合などの開催で散財すべく稼ぎ続けた。死によって、ようやくその両方から解放されたという。悲哀に満ち、そこはかとなく疲労感が伝わってくる墓碑である。具体的な金額は示されていないが、富裕な市民と雖も、剣闘士試合の開催にかかる費用の捻出には苦労していた様である。

#### 公職就任に際して、スンマ・ホノラリア *summa honoraria* と

呼ばれる「冥加金」を支払う慣習があり、その現金による支払いに代えて、剣闘士試合などを提供する形式があった。公職就任に際して、剣闘士試合に対する支払いを規定している都市法もある。例えば、ウルソの都市法第七〇条では、二人委員はその任期中に剣闘士試合や様々な祭典を都市参事会決議の定める一定期間に行い、それらの開催に、二人委員のそれぞれが一千セステルティウス以上の自費を費やすように定められている。<sup>(18)</sup>

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

剣闘士試合や見世物の開催以外にも、地方都市では様々な名目での饗宴や建設事業といった「寄付行為」が富裕な都市市民によって行われていた。しかし、その行為者が一定の富裕層に集中するあまり、ブブリウス・ウィネシウス・フィルムスの様な人物が現れてきても不思議ではない。また、公職就任との関係では、後二四年の「ウイセツリウス法 *lex Vistellia*」の規程により、元奴隸である被解放自由人 *libertus* / *libertinus* は政治的な公職から排除されており、公職就任と関係する寄付行為が可能な層は、生来自由人に限定される結果となっていたのである。本稿では、「寄付行為」に関して、特に「ヴァルダカテの青銅板」と「ガイウス・ミニキウス・イタルスの顕彰碑文」をとりあげ、ムヌス *munus*（複数でムネラ *munera*）の地方都市における状況を考察する。

#### 「ヴァルダカテの青銅板」

北イタリアの自治都市ヴァルダカテ *Vardacate* に関する「勅答令 *rescriptum*」の書かれた青銅板が発見されている。<sup>(19)</sup> この青銅板が発見された年代や場所に関しては不明である。また、ヴァルダカテという都市の正確な位置も特定されていないが、現在のピエモンテ州にある都市カザーレ・モンフェッラート *Casale Monferrato* であろうとされている。都市の成立に関しても不明であるが、この地域のローマ化が始まったのは、前一世紀末からであり、少なくと

も前一世紀頃から、アドリア海で活動していた商人たちがポー川を<sup>(21)</sup>遡航し、この地域にまで流入していた。

青銅板は、勅答令を発した皇帝の名前が書かれていた筈である上部が破損しているため、この勅答令が誰によるものか不明であり、また、年代比定も困難な状況である。現存する碑文の第一行目は、文字の下部を一部分のみ見ることができ、[*Imp(erator) --- Caesar Augu[stus]*] と読まれている。<sup>(22)</sup> この青銅板を詳細に再調査したハリス W. V. HARRIS はさらに、Caesar の前に文字の一部が残存しており、可能性として A, C, M, R で終わる単語が存在していたたとし、碑文の残存部分における表現と内容から、フラウイウス朝からトラヤヌス帝の時代頃であり、具体的にはネルウア Nerva 帝である可能性を指摘している。<sup>(23)</sup>

次に勅答令が誰に宛てられたものであるかが問題となる。現存する碑文の二行目には、クロディウス・セクンドゥス *Clodius Secundus* という人物が間接目的語を示す与格で表現されており、この人物が「宛先」であるのは明らかである。しかし、この人物がどのような「地位」にあつたかは、書かれておらず、あるいは欠損部分に存在したかもしがれず、不明である。可能性として、ハリスは都市監督官 *curator rei publicae* を考えているが、これを創設したのはトラヤヌス帝であり、自身が提唱する「ネルウア説」との齟齬が生じる。しかし、ネルウア帝時代に *curator rei publicae* の前身のようないものが存在した可能性も否定できない。「クレスの青銅板

*tabula Clesiana*<sup>(25)</sup> に登場するユリウス・プランタと同様に、皇帝の「幕僚 *amicus et comes*」であった可能性もある。さらに、全くの「個人」の資格ではあるが、都市参事会員であるか、皇帝に「伺い」ができる地位の人物とも考えられる。名前の類似から、付近の都市ウェルケッラエ出身であり、後一二世紀に年代比定されている元老院議員であった、ブブリウス・ヴァレリウス・シロ・クロディウス・ルクレティウス・セクンドゥスとの親戚関係も考えられている。都市の公職者や都市参事会が皇帝に「伺い」を行った場合には、「クロディウス・セクンドゥスに対し」というように、一人の人物に「答書」が送られるることは考え難く、また、都市の保護者はこの様な問題には関係しないとされている。

碑文には二つの事項に関する勅答令が三一六、七十九、一〇一一二行目にそれぞれ書かれている。第二項は公職者が都市の公金を「都市参事会決議」を経ずに貸し付けた場合の債務責任について、第三項は公職者が担保貸付を行う際に、担保が債務に対しても不十分である、あるいは後に何らかの理由により不十分となつた場合の責任に関してである。

本稿において問題となるのは、第一項に書かれた被解放自由人に対するムネラの賦課に関する勅答令である。まず、被解放自由人に対するムネラに関して、法文を検討してみる。

後三世紀の法学者ウルピアヌスによれば、解放された者 *manumissus* は解放した者 *qui manumisit* の「居住地 *domicilium*」ではなく、「生まれ故郷 *patria*」を受け継ぐ。すなわち元主人である保護者 *patronus* と同じ「原籍地 *origo*」を持ち、その都市の市民 *municeps* となり、二つの都市市民である者を保護者として持つ場合は、解放により同じく二つの都市において市民となる。<sup>(29)</sup> 複数の保護者がおり、それぞれが違った *origo* を持っていた場合は、被解放自由人はそのすべての *origo*、つまり複数の *origo* を受け継ぐ。<sup>(30)</sup> セウエルス・アレクサンデル帝時代に近衛長官となつたパウルスによれば、被解放自由人の子供と被解放自由人（女性の場合には *libertae*）によって解放された者は、それぞれ父親あるいは保護者である解放者 *manumissor* と同じ *domicilium* と *origo* の両方をもらい受けれる。<sup>(31)</sup> すなわち、解放者の *origo* を受け継ぐことにより、被解放自由人はその都市においてムネラを賦課する対象となる。

しかし、被解放自由人が *origo* 以外の地に *domicilium* を定める場合もあり、その場合には、後述する都市に在留するインコラ *incola* と呼ばれる者たちと同様に、ムネラの賦課がどこで行われるかが問題となる。ウルピアヌスによれば、被解放自由人は保護者の *origo* においてムネラを果たすべきとしている。<sup>(32)</sup> セプティミウス・セウェルス帝からカラカラ帝時代の法学者カッリストラトゥスは、ハドリアヌス帝あるいはマルクス・アウレリウス帝とルキウス・ウェルス帝の時代、つまり後一世紀中頃において、解放者が女性であつ

ローマ帝国初期の地方都市におけるムネラの負担

た場合について述べている。<sup>(33)</sup> 生まれた地と結婚した地とが相違する女性によって解放された者 *mulieris liberti* は、その保護者（解放者）の *origo*においてムネラを行い、被解放自由人自身が *domicilium*を持つ都市においてもムネラを行うとされる。一方、女性は結婚している限り、夫の属する都市においてインコラの地位であり、自身の *origo* がある都市においてムネラを遂行するようには求められない。パウルスによれば、被解放自由人は自由意志によつて自身で *domicilium* を定め、その都市の市民となる。しかし、これによって保護者の *origo* に対して何らの損害 *praeiudicium* を与えるものではなく、両方の都市 *utrubique*において、ムネラを果たすべく拘束される。<sup>(34)</sup>

以上の法的規定に対し、「ウアルダカテの青銅板」に刻まれている第一項では、どのように規定されているのであろうか。それにれば、奴隸の主人が本人の自由意志でウアルダカテの市民となつた場合、その被解放自由人は保護者とは相違する状態に置かれた。すなわち、被解放自由人は元主人である保護者が *origo*を持つ都市の市民となるが、保護者がウアルダカテにおいても市民となつた場合は、保護者に従つて、その都市市民とはならないのである。ただし、被解放自由人が保護者と同様にその市民となり、「両方の都市においてムネラを果たすこと」と *utroque loco munere fungi* を自身が望まなければである。つまり、上述した法文の規定とウアルダカテの規定は相違するのである。

問題は、「ムネラ」という語葉が具体的に何を意味するかである。まず、一般的な定義から検討する。前一世紀の学者ヴァッロは、ラテン語の語源や語形変化などについて述べた『ラテン語論』において、ムヌスについても論じている。<sup>(36)</sup> 彼によれば、ムヌスとは相互に *mutuo animo* 交換するものであり、「好意 *officii causa*」<sup>(37)</sup> による上、一方で与えぬものであるという。すなわち、「交換」である以上、一方的な提供ではなく、何らかの返済を必要とする互酬性に基づくものであり、返済の「義務 *officium*」が生じるのである。さらに、城壁建設 *munitio* とムヌスとの関連についているが、この説は「語学的」に否定されている。<sup>(38)</sup> アウグストゥス帝時代の学者マルクス・ウェッリウス・フラックスはムヌスを *officium* と同一視し、さらにその義務を受けた者から与えられる「贈り物 *donum*」をも意味するとしている。

一方、法文においてムヌスはどのように定義されているのであるか。パウルスによれば、ムヌスは「贈り物 *donum*」「負担 *onus*」そして「義務 *officium*」の三通りに説明されるところ。<sup>(39)</sup> 「贈り物」であるムヌスは与えたり、贈りたりされ、「負担」のムヌスが軽減される、例えば軍事負担が免除される *vacatio militiae muneris* 際には、「インムニタス *immunitas*」<sup>(40)</sup> と呼ばれる。義務を遂行している者「ムニフィキ *munifici*」<sup>(41)</sup> と呼ばれ、市民のムヌスを果たす者は「ムニペス *municipes*」<sup>(42)</sup> と呼ばれる。<sup>(43)</sup> 後一世紀初めの法学者マルキアヌスはムヌスを次のようになつて分類している。<sup>(44)</sup> 一つは、やむを得ず

法 *lege* 及習俗 *more* や命令権を持った人物の命令 *imperio eius*, *qui iubendi habet potestatem* によって行つるものである。もう一つは、「贈り物 *dona*」を意味し、法的強制 *necessitate iuris* によらず、義務からであら *officium*、<sup>(45)</sup> また自發的 *sponte* であるものである。よって、「贈り物」であるムヌスを与えないとも何の非難もされず、与えれば、最大の賞賛が得られるのである。結論として、すべてのムヌスが「贈り物」と見なされる訳ではないが、すべての「贈り物」はムヌスと正しく見なされるところ。

それでは、「ウアルダカテの青銅板」にあるムヌスとは何を意味するのであるうか。トラヤヌス帝時代の法学者ヤウォレヌスは、クラウディウス帝からネロ帝時代の法学者ガイウス・カッシリウス・ロングィヌスの著作を要約・抜粋している。<sup>(46)</sup> これによれば、「ムヌス・プリクリム *munus publicum*」からの免除されることは *cui muneris publici vacatio datur* であつても、公職 *magistratus* からは免除されない。その理由は、*magistratus* はムネラよりむしろ「ホノル *honor*」に属しているからであるところ。しかし、そのほかのすべて *cetera omnia*、例えば時折、特別に求められる道路建設といったものから、「ムヌス・プリクリム」を免除されている者は免除されるとしている。ハドリアヌス帝からアントニヌス・ピウス帝時代の法学者ポンポニウスは「ムヌス・プリクリム」を私人の義務 *officium privati hominis* とし、これにより公職者の命令

*imperium magistratus* に応じて、個人あるいは市民全体、また都市 *res publica* に対する特別な利益 *commodum extraordinarium* がもたらされるといつ。<sup>(43)</sup>

一方、カッリストラトウスはホノルを「ディグニタス *dignitas*」と関係づけ、「ホノル・ムニキペリス *honor municipalis*」とは出費の伴う、あるいは伴わない何らかの公職において都市を運営する役 *administratio rei publicae cum dignitatis gradu* であるといつ。むしろ、都市の運営において *in administranda re publica*、出費を伴うが何らの公職名を持たずに *cum sumptu sine titulo* *dignitatis* 引き受けているので、「ムヌス・プリクム」と呼ばれるともい。つまり、ポンポニウスが述べるディグニタスを伴わない「私人の義務」は、カッリストラトウスのホノルと対峙するが、<sup>(44)</sup>

両者とも「都市の運営」という観点からは同じものである。<sup>(45)</sup>

以上から、ムヌスとホノルとを法の上で明確に区分するようになつたと考えられるのは、カッリストラトウス以降であり、「ヴァルダカテの青銅板」においては、その区分は明確ではない。上述したように、ヤウォレスヌによれば、「公職」はムネラよりもむしろホノルであると認識されており、少なくともトラヤヌス帝時代まではムヌスという言葉には「公職」が含まれていたことが窺える。<sup>(46)</sup>しかし、先述の「ウイセツリウス法」が制定されたのは後一四年であり、青銅板の年代比定を後一世紀としても、*munere fungi* という言葉には「公職」は含まれていないと考えられる。すなわち、青銅板にお

けるムヌスとは、ディグニタスとは関係のない「都市の運営」の上の任務であり、被解放自由人が自身で望まなければ、ムヌスが賦課されるのは自身が定めた *domicilium* と保護者の本来の *origo* が存する都市においてのみであった。ウルピアヌスによれば、複数の都市市民である主人によって解放された者は、複数の同じ都市において市民となり、これによりムヌスの賦課も両方において果たす必要が生じるとされている。よって、青銅板に書かれた勅答令は、少なくともウルピアヌスの時代、後三世紀には無効となっていたと考えられる。

### 「ガイウス・ミニキウス・イタルスの顕彰碑文」

都市の運営に必要な資金は、基本的に都市の富裕市民から調達されるという原則は、富裕層の疲弊を次第に惹起していった。それと同時に、都市市民の富裕層にのみ資金を依存しては、安定した都市運営が困難になってきた。北イタリアの都市アクイレイア *Aquileia* 出土の「ガイウス・ミニキウス・イタルスの顕彰碑文」<sup>(47)</sup> には、いののような状況を改善しようとする試みが刻まれている。具体的には、インコラ *incola* (*pl. incolae*) と呼ばれる「都市に在留する者」に対するムネラの取り扱いを変更しようというのである。それでは、インコラとは法的にどのような存在であったのであるか。一般的に、インコラは都市市民の総称である *civis* (*pl. cives*)

あることは *colonus* (*pl. coloni*) / *municeps* (*pl. municipes*) ないに對して、區別されて表現されることは、法文にはインコラに対しても *civis* あることは *colonus* / *municeps* の正確な規定がある。この規定によれば、出生 *nativitas*、解放 *manumissio*、養子縁組 *adoptio* によって「マリケップス *municeps*」の地位が獲得である。あるいは、「キウヤス *civis*」セイハコラは関しては、原籍地 *origo*、解放、編入 *adlectio*、養子縁組によつてキウヤスとなり、「母船ベニリアヌスの如示」によつて明確に示められてこよつて、居住地 *domicilium* となるトコロとなる。<sup>(52)</sup> この二つの法文からインコラと都市市民とを明確に区分するには、*origo* と *domicilium* となつての都市市民とは明確に区別する。

ヨハネ・カウスによれば、インコラとは他のある所に居住地を持つものであり、ギリシア人はこれをペライコスと呼んでいた。また、都市に滞在する者 *qui in oppido morantur* のみなみ、あたかも居住地トコト、他の都市領域において土地を持つ者 *ut in eum se quasi in aliquam sedem recipiant* のインコラである。<sup>(53)</sup> ただし、*domicilium* は、ある程度の永続性が求められ、商売などの一時的な「逗留」は含まれない。<sup>(54)</sup> 長期滞在においても、学問が田舎であり一〇年を越えなければ、滞在地に *domicilium* をめたなこと規定せられてくる。<sup>(55)</sup> ウルピアヌスはさらに具体的な規定を示していふ。<sup>(56)</sup> この規定によれば、耕作のために一時に滞在するような場合 *quam ubi colendi causa deversatur* トコト、用事 *negotium*

を済ませ、商取引 *vendit emit contrahit* せたり、広場 *forum* や浴場 *balneum* (*balneum*)、呪主物を享受し、祭事を祝い、かくでの快適なものを持致する都市 *municipium* によつて *domicilium* が定められるといふ。ウルピアヌスの弟子である法学者セテスティヌスによる規定も同様であり、都市の快適なものを持致する、耕作地に滞在する者はインコラとは呼ばないとわれてこる。<sup>(57)</sup> また、各 *domicilium* は同様に居住かねば *ut non ideo minus apud alteros se collocasse videatur*、複数の *domicilium* を定めるとが可能であつたトコト、他の法学者たちの意見も示してくる。

都市市民はムネラが課される対象となつていて、インコラに関してはムネラをどうして果たすべきか、すなわちムネラが課される根拠は生まれた場所である *origo* か、あるいは居住している場所である *domicilium* かが問題となる。後一世紀の法学者ガイウスによれば、インコラである都市、やへん「キウヤス」である都市の両方の公職者に従事 *magistratibus parere* トコト、やへんに両方の都市における *in utroque municipio* の裁判権に服属し、すべての「マネラ・パブリカ」を果たすべきとしている。ウルピアヌスも同様の規定を示してくる。<sup>(58)</sup> この規定はその後も受け継がれ、インコラは *origo* と *domicilium* の両方ににおいてムネラを果たしていた。しかし、*domicilium* は強制的に決められていた訳ではなく、自由意志に基く *voluntas domicili* 決めていたようであり、<sup>(59)</sup> *domicilium* の変更も自由であったようである。しかし、この自由

はムネラとの関係において制限されている。居住地の変更に関して直接に述べてはいないが、「インコラの地位 *incolatus*」の解消に関する

直接に述べてはいないが、「インコラの地位 *incolatus*」の解消に関する規定がある。<sup>(64)</sup> アントニヌス・ピウス帝はアウルス・パウリヌスなる人物に対し、ムネラを完遂した後、他の公職 *honor* が与えられる前に *domicilium* を変更した場合は、問題ないとしている。

居住によってインコラはムネラの対象となるが、ムネラと対をなすホノルに関しては選挙権が問題となる。スペインの「マラカの都市法 *lex Malacitana*」には、民会での投票に関する規定がある。<sup>(65)</sup>

この都市法はウェスパシアヌス帝によって「ラテン権」が賦与され、<sup>(66)</sup> 自治都市とされた後のものであり、後八二一八四年にドミティニアヌス帝によって公布されたとされる。<sup>(67)</sup> 規定は公職者を選出する民会におけるインコラの投票に関するものである。選挙を主催する者は投票単位であるいくつかの「クリア *curia*」から一つのクリアを籤によって選び、インコラはこのクリアで投票し、このクリアにおいて彼らは投票権を持つという規定である。投票権の行使が一つのクリアに限定されており、インコラの政治的発言力は「都市市民」と比較して劣っているのは自明であろう。都市の公職あるいは都市参事会員への被選挙権に関しては不明である。現存する都市法には公職就任に関する資格の規定が存在するが、<sup>(68)</sup> インコラを明確に排除してはいな。しかし、一般的に排除されていた様であり、後一世紀以降はインコラも都市参事会員に就任できるようになつたようである。敢え

てインコラから都市参事会員に就任したと碑文に明記されており、彼らの公職就任は例外的であったと考えられる。<sup>(71)</sup>

トラヤヌス帝は、以上の様な法的地位にあつたインコラに対し、地方都市からの要請によってムネラの賦課を認めた。この皇帝による賦課の認可を明示しているのが、北イタリアの都市アクイレイアにある碑文である。ローマの騎士であり、四人委員であるガイウス・ミニキウス・イタルス *C. Minicius Italus* を顕彰する碑文である。<sup>(72)</sup> 顕彰碑文は青銅像が設置されていた大理石製の台座にあり、前面と側面が残っている。側面の碑文に書かれたコンスルの名前から、後一〇五年に建てられたものと年代比定されている。前面の碑文にはガイウス・ミニキウス・イタルスの経歴が列挙されている。これによれば、いくつかの軍隊経験の後、ウェスパシアヌス帝によって黄金の冠 *corona aurea* と穂先のない槍 *hasta pura* とが授与された。<sup>(73)</sup> 後八五年頃から、様々な属州において財務担当属吏 *procurator* を歴任し、都市ローマにおいて食糧供給長官 *prefectus annonae* を経て、後一〇一年から一〇三年までエジプト長官 *praefectus Aegypti* として中央の公職にあつた。

側面の碑文には、この人物の都市に対する「寛大さ」が述べられ、それに対する感謝の印として、彼に青銅像が献呈されるという都市参事会決議 *decretum decurionum* が示されている。<sup>(75)</sup> トラヤヌス帝は彼の求め *rogatu eius* に応じて、当地において既に戸口調査の対象 *quibus fere censemur*となつていたインコラに対するムネラの

賦課を認めた。この「裁決 *decretum*」によつて、インコラも市民 *civis* もとにムネラを果たすようになった。ついに、彼はアクリレイアに対しトラヤヌス帝から様々な「寛大 *et indulgentia*」を引き出した。以上のような功績により、青銅像が建てられたのである。皇帝による「裁決」によつてインコラに対するムネラの賦課が認められたことから、これ以前には彼らはムネラを果たしておらず、またこれ以降、上述したように、インコラはムネラの義務を果たす様になつたと考へられる。<sup>(76)</sup> 増加する都市運営にかかる経費を新たに、より広範に負担させるために、インコラに対してもムネラの負担を求め、都市財政の安定を図ろうとしたものであろう。

以上の二つの例から、後一世紀から二一世紀初めのイタリア地方都市におけるムネラの負担者確保の問題が明かとなつた。「ヴァルダ

カテの青銅板」に刻まれた勅答令の背景として、富裕な被解放自由人のなかにムネラの賦課を逃れようという傾向が次第に芽生え、実際に賦課を拒否する者が出現してきたことが想定される。あるいは、賦課する側、つまり都市からの視点では、ムネラを賦課する対象が次第に減少し、その不足分を被解放自由人による負担で補充しようという意図も想定可能である。すなわち、二つの想定に共通するのは、ムネラの賦課対象者が不足していることであり、それとの視点において、「賦課の拒否が可能か」あるいは「賦課が可能か」という相反する問題となるのである。また、アクリレイアの

「顕彰碑文」からも同様に、ムネラの賦課対象者を拡大し、都市財政を安定させよう、あるいは不足する財源の補充をはかるとする意図は明確である。

しかしながら、このような方策では、ムネラの賦課対象者を拡大させ、財源問題を解決できた訳ではない。カッリストラトウスは、ムネラの度重なる賦課に関するハドリアヌス帝の勅答令を伝えてい<sup>(77)</sup>る。これによれば、ムネラを賦課するに適切な人物 *idonei* が他にいなければ、すでに賦課された者から賦課の対象者を選ぶよう定制している。賦課の対象者を単純に拡大するのみでは、問題は解決しなかつたようである。安定した都市運営のためには、富裕な都市市民による、より積極的な都市財政への貢献を促進させる必要があり、それには何らかの別の方策が必要とわれたのである。<sup>(78)</sup>

### 註

- (一) Liv. Per. 16: *Decimus Junius Brutus munus gladiatorium in honorem defuncti patris primus edidit; Val. Max. 2. 4. 6: Nam gladiatorium munus primum Romae datum est in foro boario App. Claudio Q. Fulvio consulibus. dederunt M. et D. filii Bruti Perae funebri memoria patris cineres honorando.* 墓前に戰々剣闘士はブエニトゥカ・エトトゥムニ bustarius gladiator と呼んでいた。ud., Cic. Pis. 19. 鉤闘士「誠むは闘つてせ」 ud., G. Ville (1981), *La gladiature en Occident des origines à la mort de Domitien*, Roma; T. Wiedemann (1992), *Emperors and Gladiators*, London & New York; D. G. Kyle (1998), *Spectacles of Death in Ancient Rome*, London & New York; G. L. Gregori (2001), 'Aspetti sociali della



- (1999), *Städte, Eliten und Gesellschaft in der Gallia Cisalpina*, Stuttgart, p. 325.
- (27) A. Degrassi (1948), p. 257.
- (28) W. V. Harris (1981), pp. 346-347; cfr., A. Degrassi (1948), p. 258.
- (29) D. Nörr (1965), s.v. <origo>, RE, Suppl., vol. 10, cols. 461-462, *Dig. 50. 1. 27. pr.*
- (30) *Dig. 50. 1. 7.*
- (31) *Dig. 50. 1. 22. pr. cfr., Dig. 50. 1. 6. 3.*
- (32) *Dig. 50. 4. 3. 8.*
- (33) *Dig. 50. 1. 37. 1.*
- (34) *Dig. 50. 1. 38. 3.*
- (35) *Dig. 50. 1. 22. 2.*
- (36) *Var. L. 5. 179. 2.*
- (37) J. Collart (1954), *Varron: De lingua latina, livre V*, Paris, p. 117; M. Humbert (1978), *Municipium et civitas sine suffragio: l'organisation de la conquête jusqu'à la guerre sociale*, Roma, pp. 272-273.
- (38) F. Grelle (1961), 'Munus Publicum: Terminologia e sistematiche', *Labeo* 7, pp. 308-309. 種類の職務の事務を指す。
- (24) W. V. Harris (1981), pp. 346-347. たゞ、税金の収入は、市町村の「cittadine」, in: *Il capitolo delle entrate nelle finanze municipali in Occidente ed in Oriente: Actes de la X<sup>e</sup> rencontre franco-italienne sur l'épigraphie du monde romain*, Roma, pp. 137-138; *Lex col. Gen. Ital.* c. 98; *Lex. Itn.* c. 83.
- (39) Fest. 125 (ed. Lindsay): *munus significat [officium] cum dicitur quis munere fungi; item donum quod officii causa datur.* たゞ、官職の付与する権限・役割は、公的組織の形で運営されるためのものである。公的組織の権力。
- (52) CIL V 5050 = ILS 206. *ud.*, P. Christé (1971), *Epigrafi trentine dell'età romana*, Rovereto, n. 128, pp. 174-183.
- (26) CIL V 6659; G. Mennella & E. Zanda (1996), p. 242; G. Alfoldy

相手 ハ ブル ハス サウ ハリウス・トクニクスの類書『羅漢ビヘント』  
や 著述家、トムスの著作をもつて後へ並んで「ハルク・トマト  
トマト」で翻訳された。

- (40) *Dig.* 50. 16. 18.  
(41) *Dig.* 50. 16. 214.  
(42) *Dig.* 50. 4. 12.  
(43) *Dig.* 50. 16. 239. 3.  
(44) *Dig.* 50. 4. 14. *pr.*  
(45) *Dig.* 50. 4. 14. 1.  
(46) F. Grelle (1961), pp. 317-319; L. Neesen (1981), 'Die Entwicklung  
der Leistungen und Ämter (munera et honores) im römischen  
Kaiserreich des zweiten bis vierten Jahrhunderts', *Historia* 30, pp.  
203-235.  
(47) M. Corbier (2000), s.u. <munus, munera>, *DNP*, vol. 8, col. 484.  
(48) G. Mennella & E. Zanda (1996), p. 242.  
(49) *CIL* V 875 = *ILS* 1374. *ud.*, R. K. Sherk (1970), *The Municipal  
Decrees of the Roman West*, New York, n. 2, pp. 20-21; J. B. Brusin  
(1991), *Inscriptiones Aquileiae*, Udine, n. 495, pp. 231-233.  
(50) A. Berger (1916), s.u. <incola>, *RE*, vol. 9, cols. 1250-1251; *civis /  
incola* (e.g., *Liv.* 27, 47; 34, 29), *colonus / incola* (e.g., *CIL* XII 4333  
= *ILS* 112; *Lex col. Gen. Jul.* c. 95, 98, 103), *municeps / incola* (e.g.,  
*Lex Malac.* c. 69). *ud.*, S. Mrozek (1984), 'Quelques observations sur  
les incolae en Italie', *Epigraphica* 46, pp. 17-21.  
(51) *Dig.* 50. 1. *pr.*  
(52) *Cod. Iust.* 10. 40 (39). 7. *cfr.*, *CIL* II 2135 = *ILS* 6917: *P(ublius)  
Rutilius P(ubli) U(libertus) Menelavos / incola ex decreto  
d(ecurionum) municip(um) / municipi Pontificensis d(e) suo  
p(osuit).* 通譯 *origo* は「*ud.*」, D. Nörr (1965). 通註 *domicium* は「*ud.*」, R. Leonhard (1903), s.u. <domicilium>,  
RE, vol. 5-1, cols. 1299-1301.  
(53) *Dig.* 50. 16. 239. 2. *ud.*, W. Langhammer (1973), p. 6 n. 32.  
(54) *Dig.* 50. 16. 203; *Cod. Iust.* 10. 40 (39). 7. *ud.*, A. Berger (1953),  
*Encyclopedic Dictionary of Roman Law*, Philadelphia, s.u.  
<domicilium>.  
(55) 程 *hospes* は *adventor* と区別される。  
(56) *Cod. Iust.* 10. 40 (39). 2.  
(57) *Dig.* 50. 1. 27. 1.  
(58) *Dig.* 50. 1. 35.  
(59) *Dig.* 50. 1. 6. 2.  
(60) *Dig.* 50. 1. 29; *Lex Irm.* c. 94. 帝市裁平権の成立は闇一トセ、即  
井羅耶『ローマ法ハタニト都市の唐紙』「メルセト都府」11000  
年を参照。マカルが譲るる形態は *domicilium* である、ナビゲー  
*possessio* は「所有權」を意味する。ナビゲー *ud.*, *Dig.* 50. 1. 17. 5.  
(61) *Dig.* 50. 4. 3. *pr.*  
(62) *Cod. Iust.* 10. 40 (39). 6.  
(63) *Dig.* 50. 1. 20.  
(64) *Dig.* 50. 1. 34.  
(65) *Cod. Iust.* 10. 40 (39). 1.  
(66) *CIL* II 1964 = *ILS* 6089; T. Spitzl (1984), *Lex municipii Malacitani*,  
München; J. González (1986), 'The Lex Irmittana: A New Copy of the  
Flavian Municipal Law', *JRS* 76, pp. 147-243; F. Lamberti (1993),  
*Tabulae Irmittanae: Municipalita e ius romanorum*, Napoli.  
(67) *Lex Malac.* c. 53. 通註 *ローマ法ハタニト都市の唐紙*「ナビゲー  
ナビゲーは「*ud.*」, A. N. Sherwin-White (1973),  
*The Roman Citizenship*, 2nd. edn., Oxford, pp. 112-113; T. Spitzl  
(1984), pp. 41-42; *Liv.* 25. 3. 16.  
(68) A. Berger (1916), col. 1254; W. Langhammer (1973), *Die rechtliche  
und soziale Stellung der Magistratus municipales und der*

*Decuriones*, Wiesbaden, p. 32.

- (33) Lex. Malac. c. 54. ルセウスは総務官職の就任資格に關する  
論述、W. Langhammer (1973), pp. 43-46, 190-195. ルセウスは  
トムス (Dig. 50. 4. 14. 3) も記載され、今後も元老院 origo natarium と稱す  
facultates ルセウスの総務官職の法 lex ルセウスによる  
(34) A. Berger (1916), col. 1255; W. Langhammer (1973), p. 32, e.g., CIL  
II 1055 = ILS 6916: in municipio / Flavio Axatitano / ex incolatu  
decurioni; CIL XII 1585 = ILS 6992 = EAOR, vol. 5, n. 3, pp. 31-32:  
Sex(to) Vencio / Iuuentiano / flamini divi Augusti), / item flamini  
et cura- / tori muneris gladi- / atori Villiani, adlec- / tio in curiam  
Lugudu / nensium nomine / incolatus a splendidissimo ordine /  
eorum, ordo Vocontior(um) / ex consensu et pos- / tulatione populi  
/ ob praecipuum eius in edendis / spectaculis li- / beralitatem. ud.  
L. A. Curchin (1990), *The Local Magistrates of Roman Spain*,  
Toronto, pp. 24-25.
- (35) F. Vittinghoff (1952), *Römische Kolonisation und Bürgerrechts-  
politik unter Caesar und Augustus*, Wiesbaden, pp. 21-22.
- (36) PIR<sup>2</sup> M614; CIL V 875: Cl(aio) Minicio Cl(aii) fillio / Vellina tribu  
Italo, IIII viro iure d(icundo), / praefecto coh(ortis) V Gallor(um)  
equit(atae), / praefecto coh(ortis) I Breucor(um) equit(atae)  
c(ivium) R(omanorum), / praefecto coh(ortis) II Varciianorum  
eq(uitatae), trib(uno) milit(um) legionis VI Vict(ricis), / praefecto  
eq(uitatum) alae I sing(lularium) c(ivium) R(omanorum), domis  
donat(o) a Divo / Vespasiano coron(a) aurea hast(a) pur(a), /  
proc(uratori) provinciae) Hellesponiti, procuratori) provinciae  
Asiae quam / mandatu principis vice defuncti proco(n)suluis) rexit,  
procurat(orii) / provinciarum Luguduniensis et Aquitanicae item  
Lactorae, / praefecto annonae, praefecto Aegypti, flamini Divi

*Claudi, / decr(eto) dec(urionum).*

- (37) J. Marquardt (1884), *Römische Staatsverwaltung*, vol. 2, 2nd.  
edn., Leipzig, pp. 574-579; Suet. Claud. 28; Tac. Ann. 3. 21; Pl. NH.  
22. 6.

- (38) H. Pavis D'Escurac (1976), *La préfecture de l'ancone: Service  
administratif imperial d'Auguste à Constantin*, Roma, pp. 331-332.  
(39) CIL V 875 (in latere): P(ublius) Tullius Max(imus)? ----- Jamula,  
IIIiburi iure(dicundo), (a.d.) III kalendas) Jun(ias), / senatum  
c(on)suluerunt), scrib(end) adj(fuerunt) [-----] Proculus, Cl(aius)  
Appuleius Celer, / A(ulus) Junius G[-----], Sextus) Cossutius  
Secundus. / Quod u(erba) facta) s(un) in honorem Cl(aii) Minici  
Itali, splendidissimum virum quidquid conse- / qui gratiae auf  
potentiae per summos honor(es) equestris dignitatis potuerit, / it  
omne ad au[gentandam et ornandam patriam suam convertisse nec  
ullo / se feliciorum [credere officio quam ut pro ea laboret, quid]  
d(e) e(a) r(e) fieri) placet), d(e) e(a) r(e) i(ta) c(ensuerunt); / Cum  
Cl(aius) Minicius Italus ----- h]unc praecipuum virtutum / suarum  
f[un]em ----- Irtunam locis [a]mplificaverit / et super cetera omni-  
bus sit notum, sacratissimum principem / Traianum A[ugustum  
decreuisse rogatu eius, ut incolae, quibus sene cense- / mur,  
muneribus nobiscum fungantur, e]t ut pleniorum indulgentiam /  
maximi imperatoris habeamus per eum contigit, placere) h(uic)  
q(radi) adque) e r(e) publica) uideri, statuam / aereum cum basi  
marmorea ei ponи decretu]mque nostrum basi inscribi, / quo  
testatiu[s sit pro meritis beneficiisque tanti viri solvendo nos /  
aliter [non esse, nisi ut de eo publice gloriemur. Censuerunt). /  
Tib(ero) Iulio [Candido II, Cl(aio) Antjio Quadrato II co(n)sulibus).  
(40) 総務官は次々と次務提携 opera と記され、今後も同様に記述される。  
同様に義務を果たすこととする。Lex col. Gen. Iul. c. 98. ud., M.

Crawford ed. (1996), vol. 1, n. 25, p. 444; *Lex Ivn.* c. 83. *vd.*, J. González (1986), p. 227.

(77) W. V. Harris (1981), pp. 350-351.

(78) *Dig.* 50. 4. 14. 6.

(79) 指標「都主財政と被解放自由人」西洋史研究会編『西洋史研究』、新編111（五八）昭一〇〇一年、一七九一—一九〇〇頁を参照。